

花巻市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和7年3月19日

花巻市監査委員	萬	久	也
花巻市監査委員	横	田	忍

記

1 監査の対象

生涯学習部

萬鉄五郎記念美術館

大迫総合支所

地域振興課、市民サービス課

石鳥谷総合支所

地域振興課、石鳥谷生涯学習会館、市民サービス課

東和総合支所

地域振興課、市民サービス課

会計課

議会事務局

監査委員事務局

2 監査の実施日

令和7年2月18日、2月21日

3 監査の内容

令和6年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の方法

花巻市監査基準及び令和6年度花巻市監査計画に基づき、あらかじめ所定の調書及び関係書類の提出を求めたうえで、事務の執行及び経営に関する事業の管理が法令等に基づき、適正でかつ効率的に行われているかに着眼し、通常実施すべき監査手続きにより、その内容を調査照合するとともに、必要に応じてその都度関係職員から説明を聴取して確認を行った。

5 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。